

【件名】

国交省令に基づくドローン規制について

【内容】

報道によりますと、平成 27 年 11 月 17 日（火）に国交省がドローン規制について省令（平成 27 年 12 月 10 日施行）を発せられたとの事ですが、これを受けて、鎌倉市でもその地域特性（史跡や神社仏閣、海水浴場や観光名所など）を考慮に入れた、省令並びに改正航空法を補完できる独自のルール作りが必要と考えます。

以上につきまして、ご検討頂けましたら幸いです。

【回答】

ご指摘のありましたとおり、航空法の改正に伴い、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる際の基本的なルールが本年 12 月 10 日に施行されます。

これにより、人又は家屋が密集している地域の上空など、人口集中地区の上空は飛行を禁止する空域となるとともに、目視範囲内で常時監視して飛行させること、人又は物件との間に 30m 以上の距離をとること、祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないことなどの飛行ルールが設けられます。

市民の皆様をはじめ無人航空機の利用者の皆様には、無人航空機を飛行させる場合、当該ルールの遵守とともに、ガイドラインを守り、第三者に迷惑をかけることなく、安全に飛行させることが求められました。

現時点では、本市の独自の条例等の策定については検討しておりませんが、新たなルールに基づく無人航空機の使用状況や政令、省令の改正等に注視してまいりたいと考えております。

平成 27 年 12 月 7 日対応／回答